

青森県報

第二千四百四十九号

平成十七年
三月七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

飼料の試験の結果の概要…………… (畜産課) …… 一

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行…………… (建築住宅課) …… 二

建設業者の許可の取消し…………… (青森県土整備事務所) …… 三

右 同…………… (弘前県土整備事務所) …… 三

右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 四

出先機関

土地改良区の役員の住所変更…………… (西地方農林水産事務所) …… 四

規 則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第十五条の第十七第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行う場合において、指定試験機関が別に申請の方法を定めたときは、その方法によるものとする。

第十五条中「法第十五条の第十七第一項の規定による指定を受けた者(以下「」という。）」及び「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う場合において、指定試験機関が別に申込みの方法を定めたときは、その方法によるものとする。

第十八条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百四十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十七年二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン 酸 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の値 水分%	
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24-5	同 左	エル中印肉用牛肥育用配合飼料 和牛らんど・仕上	17.2	12.1	3.3	0.30	0.56	5.1	3.9				72.3			13.0	
		エル中印ブローラー肥育前期用配合飼料 えつげN Y	17.2	24.2	4.0	1.02	0.72	2.0	5.9							3,020	12.3
		エル中印ほ乳期子豚育成用配合飼料 スーパースターSS	17.2	20.1	6.2	0.86	0.72	2.5	5.7				84.0				12.7
		エル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 阿婆仕上げEM	17.2	18.6	8.3	0.83	0.62	3.3	4.6							3,180	13.2
		エル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 ハイブロー後期N Y	17.2	18.1	8.6	0.82	0.56	3.3	4.7							3,280	13.4

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定により公告する。

平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時

平成十七年七月三日（日）午前十時

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

(1) 日時

平成十七年九月二十五日（日）午前十一時三十分

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科試験

(1) 日時

平成十七年七月二十四日（日）午前十時

(2) 場所

八戸市大字妙字大開八八の一

八戸工業大学 教養棟

(二) 設計製図試験

(1) 日時

平成十七年十月九日(日) 午前十一時三十分

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

(一) 受験申込書受付期間

平成十七年四月一日(金) から同月八日(金) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp/>) に
おいて、必要な事項を入力し申込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成十七年四月十一日(月) から同月十五日(金) まで(ただし、八戸市での受付は同月十二日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

- (1) 青森市安方二丁目九の一三 青森県建設会館
- (2) 八戸市一番町九の二二 ユートリ

(三) 受験申込書類及び添付書類等

- (1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)
- (2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書 検定合格証明書 その他実務経験についての証明書
- (3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

- 1 学科試験 平成十七年九月六日頃
- 2 設計製図試験 平成十七年十二月八日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七・七七三・二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社アサヒケン

二 代表者の氏名 篠崎 由雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般・一)第六六七一号

五 取消年月日 平成十七年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中勝組
- 二 氏名 中田 勝信
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字沖館字比山館八三の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第四四五七号
- 五 取消年月日 平成十七年二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八戸電気工事業協同組合
 - 二 代表者の氏名 高橋 清隆
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字売市字小待一八の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(特・一三)第三〇〇〇五一号
 - 五 取消年月日 平成十七年二月二十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十七年二月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年三月七日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更 の 年 月 日
理 事	神 正 幸	旧住所 西津軽郡柏村大字桑野木田字米本七三の三 新住所 つがる市柏桑野木田米本七三の三	平成 一七・三・二

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭